

役員の旅費等の一部を補助する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人埼玉県環境計量協議会（以下「埼環協」という。）の理事・監事・各委員会の委員長及び副委員長が会の用務として会議等に出席する場合、埼環協としてその旅費等の一部を補助する基準を定める。

(適用範囲)

第2条 この規程の適用する範囲は、以下のとおりとする。ただし、用務先の組織より旅費や手当などが当てられる場合には、この規程を適用しない。

- (1) 首都圏環境計量協議会連絡会の会議
- (2) 日環協関東支部役員会の会議
- (3) その他、県単との会議・意見交換

(補助する金額)

第3条 前項に適用する補助額は、次の表のとおりとする。

会議の名称	開催場所等による条件	1回当たり
首都圏環境計量協議会連絡会	構成県単内での日帰りの場合	1,000円を支給
	構成県単外での日帰りの場合	2,000円を支給
	構成県単内で宿泊を伴う場合	10,000円を限度に支給
	構成県単外で宿泊を伴う場合	15,000円を限度に支給
日環協関東支部役員会	東京都、千葉県、群馬県、栃木県及び埼玉県内の日帰りの場合	1,000円を支給
	上記以外の場所で日帰りの場合	2,000円を支給
	東京都、千葉県、群馬県、栃木県及び埼玉県内で宿泊を伴う場合	10,000円を限度に支給
	上記以外の場所で宿泊を伴う場合	15,000円を限度に支給

- 2 第2条に係る組織から支給がある場合には、超過した費用に関して、第3条の1の条件に該当する金額を限度に差額として支給する。

(その他)

第4条 この規程の運用に関し疑義が生じた場合は、その都度会長、副会長、事務局で協議し決定する。

- 2 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程は、平成30年1月1日から施行する。